

戸 田 市 教 育 委 員 会 会 議 録			
招 集 期 日	令 和 3 年 1 月 2 1 日 (木)		
場 所	戸 田 市 役 所 教 育 委 員 室		
開 会	1 月 2 1 日 午 前 1 0 時 0 0 分		
閉 会	1 月 2 1 日 午 前 1 1 時 3 0 分		
教 育 長	戸ヶ崎 勤		
教 育 長 ・ 委 員 出 席 状 況	戸ヶ崎 勤	出 席	
	仙 波 憲 一	出 席	
	鈴 木 晃	出 席	
	土 肥 美 奈 子	出 席	
	木 村 雅 文	出 席	
説 明 員	山上教育部長、星野参事、佐藤次長兼教育政策室長、		
	栗津副参事兼教育総務課長、片岡学務課長、		
	教育政策室田野担当課長、小須田学校給食課長、関根生涯学習課長		
	生涯学習課小室主事補		
書 記	教育総務課総務担当 香林副主幹、田仲主事補		
傍 聴 人	無		

会 議 の 経 過 及 び 結 果

教 育 長

今年最初の教育委員会になりました。感染拡大に考慮し、再びオンライン開催とさせていただきました。本年も引き続きよろしくお願い申し上げます。

ところで、この正月にも様々な情報を得ましたが、「気力がない人は例外なく体力がない」というのもその一つです。他人や自然は変えられません。自分が変わるしかありません。では、自分の何を最初に変えるべきかといえば、それは「体」だということです。

体力をつけるとは言っても、ムキムキマンになるとかトライアスロンができるようなハードルの高いものではありません。「無理せず継続して、その仕事を続けられるフィジカル」のことです。そのために必要なのは、食事、睡眠、運動ということになりますが、中でも最近注目されているのが、日本人は「もっと赤身の牛肉を食べるべき」との指摘です。有能な経営者の中にベジタリアンはいないとも言われ、肉好きが多いとも言われています。私もあまり食べないので、丑年だけに牛肉をもっと食べようと思いました。

その体力と言えば、昨年10月18日にスポーツ庁が公表した令和元年度体力・運動能力調査によると前回の東京五輪が行われた昭和39年度と比べ、日本人の青少年期の体格は大きく向上し、(特に13歳男子は平均身長が約10cm伸び、平均体重も約7kg増えています。)その一方で、握力、持久走、立ち幅とび、ボール投げは、水準の高かった1985年(昭和60年)ごろと比較すると、中学生男子と高校生男子の50m走を除き、依然低い水準との結果が公表されました。特に握力に課題があり、専門家によると「ライフスタイルの変化で思い切り力を入れて握るという経験が少なくなり、そうした動きができないのかもしれない」と分析しています。

実は、握力だけでなく、15歳以上の持久走の結果は、昭和期に記録がおおむね上昇し、平成に入るところにピークを迎え、その後は低下傾向、または伸び悩んでいるようです。因みに、日本の成人男性の平均握力は45

	<p>～50kg、女性では30kgくらいだそうです。握力のギネス記録は1998年に記録された192kgというのがあり、いまだ破られていないようです。</p> <p>考えてみると、赤ちゃんのカエデの葉のような小さな手のひらを指で触れると、ぎゅっと握り返してくれます。その意外なほどの力強さに誰もが驚いたことと思います。赤ちゃんが刺激に反応し、物をつかもうとする動作を「原始反射」と呼ぶそうです。生存のために備わった働きだそうです。雑巾をかたく絞る。重い荷物を運ぶ。こういった日常の生活様式が変わりつつあることも影響しているのではないのでしょうか。</p> <p>最近の医学で、握力と病気の関係が注目されていて、握力の高い集団は循環器系などの疾病の発症リスクが低い、との研究もあるそうです。しかし、最近は、部活と並んで清掃不要論がSNS上などで、かまびすしくなっています。</p> <p>個人的な話ですが、すっかり指紋や生命線が薄くなっている手のひらで、雑巾をぎゅっと絞って床ふきに汗を流そうか。握力に最も影響のある前腕筋を鍛えるため、指立て伏せやダンベルなどを毎日家の中で続けようか。その前に定期的な循環器系の検診を欠かさないようにしたいと思います。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>それでは、ただ今から、令和3年第1回戸田市教育委員会定例会を開会いたします。初めに、前回の会議録の承認ですが、事前に会議録の内容を見ていただいておりますので、御異議がないようでしたら承認ということでよろしいでしょうか。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>了承</p>
<p>教 育 長</p>	<p>次に、秘密会となる案件につきましてお諮りいたします。次の案件については、公開することにより事務の公正な執行に支障が生じる案件、議会提出案件及びそれに付随する案件となりますので、秘密会で行うこととしてよろしいかお諮りいたします。</p> <p>議案第1号 未来へはばたく人財育成資金条例の一部を改正する条例（案） について</p>

	<p>議案第2号 未来へはばたく人財育成資金条例施行規則の一部を改正する規則（案）について</p> <p>議案第3号 令和3年度特別支援学級設置計画について</p> <p>議案第4号 令和2年度一般会計(教育委員会関係)3月補正予算(案)について</p> <p>議案第5号 令和2年度海外留学奨学事業特別会計3月補正予算(案)について</p> <p>議案第6号 令和3年度一般会計(教育委員会関係)予算(案)について</p> <p>議案第7号 令和3年度海外留学奨学事業特別会計予算(案)について</p>
各委員	異議なし
教育長	それでは「議案第1号～議案第7号」は、秘密会とすることに決定いたしました。
教育長	<p>はじめに、「教育委員提案」について御報告いたします。以前の教育委員会にて委員より御質問のあった件について報告がございます。</p> <p>①災害時における教職員の対応について（木村委員）</p> <p>②授業における著作権法の取り扱いについて（鈴木委員）</p> <p>それでは木村委員から御提案のありました「教育委員提案① 災害時における教職員の対応について」を事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>①災害時における教職員の対応について報告します。</p> <p>まず、県費教職員の大規模災害発生時の学校における避難所開設の考え方について触れさせていただきます。平成29年1月29日付けの文部科学省の通知によりますと、大規模災害の発生時における学校の教職員の第一義的な役割は、児童生徒等の安全確保とともに、児童生徒等の安否確認と学校教育活動の早期正常化に向けて取り組むことであり、避難所の運営については、一義的には、市町村の防災担当部局や福祉担当部局が責任を負うものとされております。具体的には、戸田市においては、危機管理防災課がこれにあたります。</p>

そこで、1 ページ下段にありますとおり、学校における避難所運営の協力業務に従事することは、あくまで防災担当部局等の役割を補完する措置であって、教職員が、児童生徒等の安否確認や学校教育活動の再開等の本来業務に専念できるよう、防災担当部局、危機管理防災課が速やかに担当職員を派遣できるよう調整することが教育委員会の役割となります。

また、早期教育機能回復を図る観点から学校再開の見通しを早めに PTA や防災担当部局等、避難者も含めて情報共有することや再開の時期を踏まえて避難者の理解を得られるよう防災担当部局と調整することが重要となります。

これらを踏まえ、2 ページの上段を御覧ください。具体的に、令和元年度に発生した、台風 19 号の教職員の対応について振り返りますと、児童生徒が不在の土曜日に、戸田市の職員である避難所指定職員が招集され、それぞれの避難所開設の対応に既にあたっていたことから、学校職員については、教職員自身が出勤途上で被災者になるなどの 2 次災害を防ぐため、避難所開設対応の指示は出しておりません。

一方、戸田市地域防災計画に定められている教育委員会の役割として、各学校長にそれぞれの学校の状況について確認し、必要な情報共有や指示をいたしました。

つまり、災害時における戸田市職員活動マニュアルに基づき、本誌の避難所指定職員により、学校における避難所運営を実施したということでございます。

とはいえ、これまでの大規模災害の前例を踏まえれば、発災直後に一定期間、学校の教職員が施設を管理することを踏まえて避難所運営の協力を可能な限り実施すべき事案も想定されます。その際の教職員のサービスというものを整理すると 2 ページ上段の下の四角囲みのようになります。

まず、勤務時間が平日であれば、7 時間 45 分の勤務時間を超えて職務を命じた場合は、勤務時間の割振り変更を行う必要がございます。

	<p>また、週休日や休日に勤務を命じた場合には、週休日の振替を実施したり、勤務時間を超えた場合は、勤務時間の割振り変更や代休指定を行うこととなります。</p> <p>このほかにも、その個別の状況により、職専免として、従事させる事例や単にボランティアとして協力を依頼するケースなども想定されます。</p> <p>実際には、2 ページ下段にあるように、台風 19 号直後の教育活動の再開については、土曜日の内に台風がとおり過ぎ、避難者も帰宅したことから、月曜日からの教育活動に大きな支障は生じませんでした。</p> <p>仮に、教職員が災害に対応するために、前日の夜間から泊まりこんだり、休日に対応することになると、教育活動の再開に支障をきたすことも想定されますので、今回のように過重な負担を強いることがないように配慮することが重要と考えております。</p> <p>今回の台風 19 号の事例により、明らかになった本市の避難所運営の課題については、平常時より防災担当部局と教育委員会、学校、地域が役割分担や施設の利用方法を協議することを目的とした組織の設置についての検討が始まっております。</p> <p>これらを踏まえ、今後も、災害時における教職員の適正なサービス管理につとめてまいります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
教 育 長	何か御質問等がありましたら伺います。
委 員	説明にあった職専免とはどのようなものでしょうか。
事 務 局	職務専念義務の免除という言葉を省略したものです。仕事として勤務を命ずるものではなく、ボランティアのような形で仕事をしてもらうこととなります。
教 育 長	職務専念義務の免除については、法律で定められています。例えば、研修を受ける場合等が該当しますが、避難所運営は該当すると明記されてい

	るわけではありません。
事務局	想定の中に職専免として扱うことも考えられるという文章はありますが、具体的に避難所運営を職専免で派遣された事例があるわけではありません。
委員	教員の方にはどこまでやっていただくかは、今後避難所運営委員会で決めていくのでしょうか。
事務局	災害の状況や発生の時間等によって異なります。子供がいる時間に災害が発生すれば、教職員が避難所の運営から子供たちの安否確認まで進めていくことになると思います。台風19号の際は、子供がいない状況であり、避難所運営のために県費教職員を学校に参集しませんでした。二次災害的な要素がなければ参集させることも考えられます。
教育長	一律に線引きすることは難しいと思います。慎重に対応しなくてはなりません。
事務局	台風19号の時は、先生方も可能な限り駆けつけて対応していましたが、勤務として命ずるのは難しい部分があると感じています。
委員	難しい面はありますが、共通認識を持ちながら進めていただきたいと思います。
教育長	県費教職員の対応については、災害が起きる前に議員の方々にも周知する必要があると思います。対応をお願いします。
教育長	それでは他に御質問等がないようですので、続きまして、鈴木委員から御提案のありました「教育委員提案② 授業における著作権法の取り扱いについて」事務局より説明願います。
事務局	②授業における著作権法の取り扱いについて報告します。 著作権については、すでにご案内のとおり「著作権法の一部を改正する法律」が、一部の規定を除いて、平成31年1月1日に施行されております。この改正については、ネットワーク技術の進展により、新たに生まれる様々

な著作物の利用ニーズに的確に対応するため、著作権者の許諾を受ける必要がある行為の範囲を見直し、情報関連産業、教育、障害者、美術館等におけるアーカイブの利活用に係る著作物の利用をより円滑に行えるようにするものでございます。

3 ページ下段をご覧ください。この改正著作権法の学校教育に関連するところとして、第35条がこのコロナ禍においても大きく関わってきて注目されました。「学校その他の教育機関における複製等」について、学校その他の教育機関において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信を行い、又は公表された著作物であって公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない、というものでございます。

4 ページ上段をご覧ください。小説や絵、音楽などの作品をコピーする場合、原則として著作権者の許諾を得る必要がありますが、学校などの教育機関においては、例外的に許諾を得ることなく一定の範囲で自由利用することができるかとされています。具体的にはそこに記載の通りでございます。

4 ページ下段をご覧ください。教員及び児童生徒が授業の教材として使うために他人の作品をコピーし配布する場合には、授業の中で使用する部分については、著作権者の許諾がなくても利用できますが、例えばソフトウェアを複数のパソコンにコピーしたり、ドリル教材などをコピーして配布することは、著作権者の利益を不当に害することに当てはまることから違反となります。このあたりについては、非常に気をつけて慎重に判断していかないと著作権を侵害する行為となることを管理職だけでなく一人一人の教職員に継続的に周知徹底する必要があります。

5 ページは、ある法律事務所の HP に掲載されていた Q&A です。具体的な

学校教育活動の場面において、判断が必要です。著作物の複製が認められているポイントとしては、授業目的であること、教育を担当する者及び授業を受ける者であること、著作権者の利益を不当に害しないこととなります。

6ページをご覧ください。改正著作権法について、今年度非常に注目され今後の対応が求められるものが、この104条関係の「授業目的公衆送信補償金制度」です。今年度の4月5月の臨時休業に伴うオンライン学習を実施するにあたり、今年度限り特例で無償となった制度です。授業においてインターネットを介して著作物を使用する場合、校内サーバによる利用と郊外ネットワークによる同時中継型授業を行う場合を除き、著作権者の許諾が必要でしたが、文化庁指定の権利者団体に一括で補償金を支払うことで著作物を無許諾で公衆送信できるようにしたものです。令和3年度から有償（年間小120、中180）となっており、本市においても予算要求しているところでございます。今後、全国的にもGIGAスクール構想のもと1人一台端末を活用したクラウド利用したオンライン学習をする上で必ず必要となる制度でございます。

6ページ下段からは、文化庁による本制度の説明会の資料となります。6ページ下段は著作権とは何か、7ページ上段は無許諾でコピー配布できるとはどういうことか、7ページ下段はどのような条件を満たせば良いかわかりやすくまとめられています。特に④対象行為が、大きく変わった点となります。

8ページは授業目的公衆送信補償金制度で何が変わったか制度開始前と開始後の比較となっております。これまでは、複製と一部の公衆送信、具体的には対面授業で使用した資料や講義映像を遠隔合同授業等で他会場に同時中継で送信する場合のみ、無許諾・無償で行えました。この制度によって今後は、下段の左側にあるその他の公衆送信全てが、無許諾・優勝で行えるようになります。

いずれにしても、今年度本市で行ったオンライン学習やハイブリッド型学習は、この補償金制度を適切に活用することで継続的に実施するこ

	とができます。今後ますますインターネットやクラウドを活用した授業や教育活動が行われるようになります。著作権については、個々の教職員の理解促進が強く求められるため、今後も適切な活用を進められるよう指導助言に努めてまいります。
教 育 長	何か御質問等がありましたら伺います。
委 員	他の先生が作成した著作物を利用した資料をコピーして授業に使用することはできますか。
事 務 局	授業の目的の中で行われるものについては可能ですが、インターネットを介して外に出すことはできませんでした。学校内において紙で配布することはできます。
委 員	保護者には資料を渡せないのですか。
事 務 局	渡せません。授業をする者と受ける者が対象となっています。
委 員	学校訪問に行った際に道德の教材が渡されなくなりましたが、外部の人間に著作物を資料として渡すことはできないのでしょうか。
事 務 局	外部指導者に指導案を送る際にも、教材は送っておりません。県の研修会等でもそのような対応となっています。
委 員	令和2年度は無償でできていたオンライン学習は、令和3年度から有償となりますが、予算化していますか。
事 務 局	予算に計上し、3月議会に提出する予定です。
委 員	子供たちが授業の中で作成した資料を教室内だけでなく、ほかの学校等の外部に発信する場合には、規制がかかるのでしょうか。
事 務 局	扱うものによりますので、個々の事例により対応するしかありません。出典を明らかにすることや外部に出していいかの判断が必要になると思います。 オンライン学習や他校と同時中継でつなぐこととは、学校で試されてい

	<p>ます。著作権の取り扱いについては、管理職を通しながら教員にも研修をしていきたいと思ひます。</p>
委員	<p>子どもたちが著作権に触れる機会が増えていると思ひますが、著作権についての授業はないと思ひます。その都度学んでいくのですか。</p>
事務局	<p>情報モラルやリテラシーについては、それぞれ取り組んでいる学校もあります。PBL や総合的な学習の時間での資料作成の指導につきましては、その場面において個々の学校で行っています。</p>
事務局	<p>それぞれの学校の中で外部資料を使いながら自分の意見を構築していくことが増えていくと思ひます。学校現場の先生のリテラシーの向上も含めて、教育委員会でサポートしていく必要があると思ひます。</p>
教育長	<p>正しく慎重になることが大切だと思ひます。今後もすべての学校で正しい対応ができるように進めていきます。</p>
教育長	<p>それでは他に御質問等がないようですので、続きまして、「報告事項」について申し上げます。本日は「その他」を含めまして9件の報告がございます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 戸田市立小・中学校令和2年度卒業式及び令和3年度入学式等の日程について ② 第4次戸田市教育振計画（案）について ③ 令和2度戸田市算数・数学フェスティバルについて ④ 令和2度戸田市教育フェスティバルについて ⑤ 「第5次戸田市生涯学習推進計画（案）」に係るパブリック・コメントの実施について ⑥ 市民大学認定講座「現代課題講座」の開催について ⑦ 芦原小学校 PTA 優良 PTA 文部科学大臣表彰受賞について ⑧ 図書館サービスの一部休止について ⑨ その他

	<p>詳細につきまして、各所属長より報告いたします。なお、御質問につきましては、すべての報告が終了したのちに伺います。</p>
事務局	<p>①戸田市立小・中学校令和2年度卒業式及び令和3年度入学式等の日程について報告します。</p> <p>戸田市立小・中学校 令和2年度卒業式・令和3年度入学式の日程及び参列者について説明いたします。</p> <p>令和2年度の卒業式は、小学校が3月24日（水曜日）、中学校が3月15日（月曜日）に行われます。また、令和3年度入学式は、小学校が、4月9日（金）中学校が4月8日（木曜日）に行われます。小学校の入学式の日程が例年と異なっているますので、ご確認をお願いいたします。基本的に小、中学校ともに午後に実施することとなっております。</p> <p>なお、各学校で開式の時刻が異なっております。また、コロナ禍であることを考慮し、参加者の密を防ぐ目的で、戸田第一小、第二小、東小学校は、2部制での実施となります。</p> <p>次に参列者についてですが、今年度も、卒業式、入学式ともに、参加者は児童、生徒、教職員、保護者1名を予定しており、来賓の招待はございませんので、ご理解のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
事務局	<p>②第4次戸田市教育振計画（案）について報告します。</p> <p>前回の教育委員会で教育委員の皆様からも様々なご意見をいただきました。そちらを反映したもので現在パブリック・コメントを実施しております。1月5日に開始いたしまして、2月3日までの予定です。今のところ市民の方からのご意見は頂戴しておりません。</p> <p>前回お示した案からの修正点について説明いたします。日本型教育等の一般の方に分かりづらい文言については注釈を追加させていただいております。</p> <p>次に、方針1の主な施策の1点目につきまして、「質の高い授業」という</p>

	<p>言葉を加えております。同じく主な施策の1点目の括弧の中になりますが、「PBL型の学びの実現」という言葉を追加しております。それから、主な施策の4点目に、「ICT環境の活用」という点を加えております。</p> <p>続きまして、方針4のタイトルを「EBPMの推進」としていましたが、その必要性を明確化するために「個別最適な学びの実現に向けたEBPMの推進」とし、それに伴い概要の記述を修正しております。</p> <p>また、デジタル教科書の推進について記述するべきではないかと御意見をいただいたところですが、国全体の制度の影響が大きいことから、今回は加えてはおりません。しかし、戸田市としては、委員に御指摘いただいたとおりデジタル教科書の推進は重要と考えております。</p> <p>先日も、令和3年度の国の実証事業として全国の学校の半数程度を対象とするデジタル教科書実証事業の募集がありました。原則として各自治体半数程度の学校のみが申請を出せるという形になっておりましたが、本市においては全校で申請しております。</p> <p>今後、国や県の調整の中で変更される可能性もありますので、実際に全校実施できるかはわかりませんが、場合によっては来年度から市内全校でデジタル教科書を活用できる可能性もございます。ただ、こちらの事業については国の予算によって1年限りの事業となっております。いずれにしても、教育委員会として、各学校に様々な実践が生まれるように支援をしてまいりますので、ご理解をいただけますと幸いです。</p>
事務局	<p>③令和2度戸田市算数・数学フェスティバルについて報告します。</p> <p>資料4ページを御覧ください。11月28日に芦原小にて開催いたしました。今年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響から、午前の第17回数学コンテストのみを実施し、例年行っている午後の算数・数学おもしろ教室は中止いたしました。</p> <p>コンテストには、小学生63名、中学生8名の合計71名が参加し、最優秀賞は、筑波大学附属駒場中学校の3年生が受賞しました。</p>

	<p>5 ページは各学校の参加状況、6 ページはフェスティバルの様子となっております。今年度は、体温チェックや消毒作業等、感染防止対策を徹底して実施いたしました。コンテスト問題を机の上に置かせていただいておりますので、お時間のあるときに御覧いただければ幸いです。よろしく願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>④令和2度戸田市教育フェスティバルについて報告します。</p> <p>本日配布の資料を御覧ください。</p> <p>1月8日に市役所5階の会議室から、各学校にオンラインで配信し、それぞれの学校で講演会を視聴していただきました。教育委員の皆様にも市役所にお越しいただきありがとうございました。</p> <p>今年度の講師は、早稲田大学准教授で、著書「教育格差」を出版されている松岡亮二様と Learning For All や Teach For Japan を設立した松田悠介様の2名でした。裏面は教員アンケートから抜粋した感想でございます。</p> <p>昨年度は、文化会館の改修工事の関係でホールが使えないということから、オンラインで各学校に動画を配信するという形式で実施しました。結果として、今年度もコロナウイルスの感染拡大により、集合研修がことごとくできなくなっている状況からオンラインによる開催といたしました。音声の不具合が生じ、お聞き苦しい場面もございましたが、今後ますます遠隔・オンラインの活用が広がってくるものと思いますので、積極的に取り組んでまいりたいとも思います。</p> <p>また先週も、プレゼンテーション大会をオンラインで開催したところで、次回定例教育委員会で御報告いたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>⑤「第5次戸田市生涯学習推進計画（案）」に係るパブリック・コメントの実施について報告します。</p> <p>スケジュールについては、こちらの表に示した通りとなります。令和2年6月に実施した市民意識調査、10月に実施した市民会議で明らかになった市民のニーズを踏まえて計画の骨子を作成し、社会教育委員会や、関</p>

係課の所属長で構成される計画の策定委員会で審議を行い、計画案を作成しました。これらをもとにして来月2月1日から3月2日までパブリック・コメントを実施いたします。パブリック・コメントの詳細については、次のページの資料に掲載させていただいております。

続いて、計画案についてご説明させていただきます。本計画は、令和3年度から令和7年度までの5年間で実施することを予定しております。

まず、計画案の3ページをご覧ください。生涯学習や社会教育に関する国の動向についてです。文部科学省では、中央の図に示してあるとおり、命を守る生涯学習・デジタルデバイド解消に向けた学び、子供若者の地域参画がポイントとなっております。

生涯学習は、余暇活動や趣味的な学びだけではなく、人生100年時代とも言われる現代社会において、様々な災害リスクや社会の変化に対応しながら地域の中で生きていくために必要とされる知識を身につける機会でもあることが強調されています。また、子供や若者が社会に参画する機会も設けながら、ICTなども活用し様々な世代の人たちで学びあうことが目指されています。

4ページ中央をご覧ください。それらに加えて、国では、社会人の学び直しであるリカレント教育の意義の普及・啓発にも力を入れており、過去にどこで何を学んだかという学歴ではなく、今何を学んでいて、これから何を学んでいくかという学習歴を重視した社会の構築が目指されていることもポイントであるといえます。また、埼玉県の動向としては、そのような国の動向を踏まえ、特に障がい者や外国人住民への学びの支援がポイントとなっております。

続いて、戸田市の生涯学習の現状についてです。現在の市の生涯学習の課題を8ページにまとめています。主に、講座の受講者層の固定化・高齢化や、若年層が講座に参加しづらい状況があること、施設の活用の不足などがあげられます。

続いて、9ページをご覧ください。市民の生涯学習に対する考えを明ら

かにするために、戸田市在住の20代以上の男女1,300人、市内公共施設を拠点に活動する団体200件に対し、市民意識調査を実施しました。調査から明らかになったことの中で特徴的なものについて、いくつか報告いたします。

1つ目は、学習活動をしている人は減少傾向にあり、その理由は忙しさとキッカケのなさであるということです。

2つ目は、20代～30代の若い女性ほど、学び直しへの意欲が高いということです。

3つ目は、社会人のキャリア形成に必要なスキルの習得へのニーズの高さです。趣味や体力づくりと並んで、働くうえで必要な知識や技能について学びたいと考えている若年層の多さが表からも読み取れます。

4つ目は、20～30代は外国人住民、障がい者、高齢者への支援や国際交流によるまちづくりに関心が高いということです。

このような市民の意見をさらに深掘りしていくために、令和2年10月には、20代から70代までの市民14名にご参加いただき、ワークショップ型の市民会議を開催しました。会議の中では、世代ごとのニーズに応じた講座を増やしていったほうが良いのではないか、また、体験型のイベントであれば若者にも興味を持ってもらえるのではないかというような具体的な案やご意見をいただきました。

ここまで述べてきた国、県の動向や市の生涯学習の現状を踏まえて、14ページからは生涯学習を推進していくための計画の基本方針について示しています。本計画の基本理念は、「描こう！これからのわたしの人生・まちの未来～人生100年時代を共創する戸田へ～」としています。また、計画のポイントは、下の図に示したように大きく4つにまとめています。

15ページをご覧ください。一つ目は、市民が学習活動に参加しやすくなるようなきっかけづくりです。市民意識調査から、市民の学習活動の阻害要因として忙しさとキッカケのなさがあることや、生涯学習に関する情

報が分散されており、市民が情報を得づらい状況にあるという課題があったため、気軽に情報や学習に触れられるような環境整備が求められていると考えています。

取組内容としては、ICT等を活用した多様な媒体での学習機会の提供や、生涯学習情報を一元化した専用サイトの立ち上げ等の情報提供方法の工夫、若者が興味のある分野の地域での活動に参加しやすくなるようなきっかけづくりを予定しています。

2つ目のポイントは、戸田市版リカレント教育です。都心のベッドタウンであり、埼玉県内で労働人口の割合が高い本市では、通勤と子育て、家事等により学習時間を割けない市民が多いことが想定されるため、働きながら学ぶことのできる環境を整えることが必要であると考えます。また、市民意識調査では、若年層の学び直しへのニーズの高さが明らかになったことから、仕事に役立つ知識を身につけたり、若年層の学習を推進していく環境やきっかけを提供していくことが求められているといえます。

具体的な取組内容としては、就労支援や職業能力を高める学習機会の充実、情報発信・学び直しの普及です。特に、電車等で通勤しながら働く世代の多い戸田市の現状を踏まえ、忙しい中でもすきま時間で学べるような、ポッドキャストやオーディオブック等の音声配信サービスを活用した、聞いて学ぶコンテンツの拡充も視野にいれていきたいと考えています。

また、学び直しや継続的な学習につながる学習記録ツールに関する調査・研究や、より戸田市のニーズや地域特性を踏まえた上での大学連携についても検討していく予定です。

16ページをご覧ください。3つ目のポイントは、地域で共に生きるための学びです。誰もが学び続けることのできる社会の実現を目指し、外国人住民や障がい者も含めて共に学びあう機会や、多様性を認め合える機会を拡充していく必要があると考えています。

取組内容としては、手話通訳等をはじめとした、個別のニーズに対応した学びの拡充、地域のひとたちで共に助け合いながら命を守るための学び

	<p>としての防災・減災教育等を予定しています。</p> <p>4つ目のポイントは、ライフステージに応じた学びです。人生100年時代の社会では、子どもから高齢者まですべての世代の人々が様々な場面で学び続け、学びを生かし続けることができる環境が必要とされています。</p> <p>そのような現状を踏まえ、世代ごとの参加しやすい時間やニーズを踏まえた講座の運営や、ライフステージに応じた学びの機会の提供、成人期の学び直しやリカレント教育の促進を進めていきたいと考えています。</p> <p>計画の全体的な体系については、17ページの図に示した通り、先ほどの主要なポイントを踏まえながら3つの基本方針に分けて示しています。</p> <p>方策に基づいた具体的な取り組み内容については、18ページ以降示しております。こちらについては、今後庁内の関係課と調整を図りながら、さらに具体化し、まとめていく予定としております。</p>
<p>事務局</p>	<p>⑥市民大学認定講座「現代課題講座」の開催について報告します。</p> <p>戸田市民大学では、現代社会が抱えている様々な課題について実情を把握し、今後の生活の展望を切り開く機会にしていくという狙いで、「現代課題」を捉えた講座を開設しております。</p> <p>今回は、テーマを、「気候変動（地球温暖化）の実態と影響」と題し、埼玉県環境科学国際センター 温暖化対策担当の本城 慶多（ほんじょうけいた）様を講師にお招きして実施を予定しています。</p> <p>内容は、近年、これまで観測されたことのない猛暑や豪雨などが発生し、甚大な被害が発生するなど、人々の生活に影響を与えています。こうした状況は世界的な傾向であり、背後に気候変動があると考えられます。この気候変動の実態と影響を解明し、対策を考えるものです。</p> <p>開催日は令和3年2月27日（土）、場所は、新曾福祉センターホールです。</p> <p>なお、この講座は昨年7月に予定していたものが新型コロナウイルスの</p>

	<p>影響で延期となったものです。また、今後の新型コロナウイルスの状況により、開催中止となる可能性もあることを申し添えさせていただきます。</p>
<p>事務局</p>	<p>⑦ 芦原小学校 PTA 優良 PTA 文部科学大臣表彰受賞について報告します。</p> <p>続きまして、12ページの報告事項⑦の「芦原小学校 PTA 優良 PTA 文部科学大臣表彰受賞について」報告いたします。</p> <p>芦原小学校の PTA が令和2年度の「優良 PTA 文部科学大臣表彰」を受賞し、昨年11月27日に、東京都千代田区の灘尾ホールで表彰式が行われました。</p> <p>この表彰は、PTAの健全な育成と発展に資することを目的として、優秀な実績を挙げている PTA を毎年、文部科学大臣が表彰するものです。受賞した団体は、埼玉県内で5団体、全国で122団体のみが選ばれております。</p> <p>評価された理由としては、PTA運営について、入会任意を確認する環境を整えるとともに、仕事をしている役員に合わせ、オンライン会議を実施したり、休日に会合を設定したりし、保護者の参加のしやすい組織改革に努めていること。食育指導力向上研究の授業の一環として、保護者がビデオに出演し、親の立場から食育等に関する思いを子供たちに届ける取組を行っていることなどが評価されての受賞となったものです。</p>
<p>事務局</p>	<p>⑧ 図書館サービスの一部休止について報告します。</p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大に伴い1月7日に緊急事態宣言が発出されたことを受けて、同日に開催された戸田市第33回新型コロナウイルス対策本部会議での決定に基づき、市内の屋内公共施設は1月12日（火）から2月7日（日）まで、原則休館とし窓口業務のみ実施する戸田市の方針が決定されたことから、図書館サービスを同期間一部休止することといたしました。対象施設は、戸田市立図書館全館です</p> <p>利用できるサービスは、資料の貸出・返却・予約・リクエスト等の窓口業務と電子図書館、利用できないサービスは資料の閲覧・座席利用・利用</p>

	<p>者端末の利用等でございます。</p> <p>周知は、ホームページ、館内掲示等で行いました。</p>
教 育 長	次に⑨その他ですが、事務局より何かありますか。
事 務 局	特になし
教 育 長	以上で、「報告事項」が終わりました。何か御質問等がありましたら伺います。
教 育 長	報告事項②の第4次教育振興計画（案）につきまして、委員の皆様から意見がある場合はいつまで受けられますか。
事 務 局	パブリック・コメントが2月4日までなのでそれまでにご意見いただくと幸いです。
教 育 長	報告⑤の第5次戸田市生涯学習推進計画（案）につきまして、委員の皆様から意見がある場合はいつまで受けられますか。
事 務 局	1月27日までにご意見いただくと幸いです。
教 育 長	報告⑦芦原小学校 PTA 優良 PTA 文部科学大臣表彰につきまして、受賞理由が周知されていないように感じます。他の学校の PTA にも受賞理由を共有し、同じように活動できるようになると PTA の活性化につながると思いますので、周知をお願いいたします。
事 務 局	周知を行っていきます。
委 員	報告⑧に関連して、先日電子図書館を利用しようと思いましたが、登録が上手くできませんでした。登録している方はどのくらいいらっしゃるのでしょうか。
事 務 局	<p>登録者数につきましては、まだ把握しておりません。しかし、予約はどんどん入っていると聞いております。</p> <p>また、登録の件ですが、図書館の貸出券の有効期限が切れていると、登録できないため、窓口で手続きが必要になります。</p>

教 育 長	このように登録ができない事例も多くあると思いますので、登録方法の周知を徹底していただきたいと思います。
教 育 長	他に質問等ないようですので、続きまして、「報告第1号 生涯学習課所管施設の臨時休館について」事務局より報告願います。
事 務 局	<p>図書館サービス一部休止の理由と同様に1月7日に開催された戸田市第33回新型コロナウイルス対策本部会議での決定に基づき、生涯学習課所管の5施設を臨時休館といたしました。</p> <p>内訳として、資料1ページの芦原小学校生涯学習施設、2ページの少年自然の家、3ページの公民館、4ページの郷土博物館、5ページの彩湖自然学習センター、これら施設を1月12日（火）から2月7日（日）まで、臨時休館といたしました。</p> <p>なお、施設につきましては、それぞれの条例等で休館日を規定しておりますが、各ページの一番下の下線部で「その他教育委員会が必要と認めた日」と規定されているため、本来であれば、事前に御了承いただくべきところですが、緊急対応ということで、何卒、御理解いただきますようお願いいたします。</p>
教 育 長	何か御質問等がありましたら伺います。
教 育 長	それでは、質問等がないようですので、次第の6その他の「次回の教育委員会の日程（案）」について、事務局より説明願います。
事 務 局	次回教育委員会定例会の日程ですが、2月18日（木）午前9時30分からの開催について、お伺いいたします。
教 育 長	それでは、次回の教育委員会定例会の日程は、事務局（案）のとおりでよろしいでしょうか。
各 委 員	了承
教 育 長	それでは、次回の教育委員会定例会の日程は、事務局（案）のとおり決

	定いたします。次に、その他ですが、事務局から何かございますか。
事務局	特になし
教育長	委員の皆様から教育委員提案のテーマについて何かございますか。
委員	特になし
教育長	それでは、「議案第1号～議案第7号」を議題といたします。秘密会とすることに決定しておりますので、説明員で議案に関係する職員以外は退席願います。
教育長	<p>【関係者以外の退席を確認後】</p> <p>それでは、議案第1号及び議案第2号は関連がありますので、「議案第1号 未来へはばたく人財育成資金条例の一部を改正する条例（案）について」「議案第2号 未来へはばたく人財育成資金条例施行規則の一部を改正する規則（案）について」一括して事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>議案第1号、未来へはばたく人財育成資金条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の6ページでございます。未来へはばたく人財育成資金については、市民の教育を受ける機会の均等を図るため、経済的な理由によって進学や修学が困難な者に対して、国公立高等学校奨学給付金及び海外体験給付金の給付を行うもので、平成29年度より始まった事業でございます。</p> <p>現行制度では、資格要件の内の所得要件にとして、申請する年度における市町村民税の所得割の額がない世帯又は生活保護を受給している世帯であることとしておりますが、平成29年度の制度開始から申請者が予算額の定員を大きく下回っている状況であります。</p> <p>今後、この制度の目的を達成するために資格要件を緩和し、より多くの方に制度を利用してもらうため、次のとおり所要の改正を行うものでございます。</p>

それでは、改正内容について説明いたします。7 ページの、未来へはばたく人財育成資金条例新旧対照表をご覧ください。

第3条におきましては、国公立高等学校奨学給付金の申請者の資格要件を規定しておりますが、改正前の第1項第5号の市町村民税の所得割の額がない世帯又は生活保護を受給している世帯の要件については、改正後の第1項第5号のア及びイになっております。この要件に、第1項第5号のウに、学校教育法第19条又は学校保健安全法第24条に規定する援助を保護者が受けている者、つまり就学援助を受給していることの要件を加えるものです。

8 ページをお願いします。次に、第15条におきましては、海外体験給付金申請者の資格要件を規定しておりますが、国公立高等学校奨学給付金と同様に、第1項第4号のウに、保護者が就学援助を受給していることの要件を加えるものです。

附則につきましては、この条例の施行期日を令和3年4月1日とするものでございます。

続きまして、議案第2号未来へはばたく人財育成資金条例施行規則の一部を改正する規則につきましてご説明申し上げます。条例改正に伴う申請関係書類及び本人同意に伴う申請書類の省略規定を改正し、申請に伴う様式の改正を併せて行うものです。

それでは、改正内容について説明いたします。11 ページの、未来へはばたく人財育成資金条例施行規則新旧対照表をご覧ください。

申請に伴う添付書類について、改正前では、申請者と連帯保証人を併記していましたが、改正後は、添付書類が増えたこともあり、申請者と連帯保証人を分けて明記しました。

改正後の第2条は、国公立高等学校奨学給付金に関するものです。第1項第1号については、申請者の市税に関する証明書、第4号では、申請者の生活保護に関する証明書、第5号は、今回新たに追加するもので、申請

	<p>者の修学援助費の受給に関するものです。第6号は、連帯保証人に関する添付書類です。</p> <p>第2項については、今、説明した添付書類について、本人同意があれば書類の提出を省略できる規定でございます。</p> <p>12ページをお願いします。第10条につきましては、海外体験給付金申請者に対しても、国公立高等学校奨学給付金と同様の改正をするものです。</p> <p>13ページの附則につきましては、この規則の施行期日を令和3年4月1日とするものでございます。</p> <p>14ページから17ページは、この改正に伴う様式の本人同意欄の改正と共に、併せて申請書性別欄の削除を行うものでございます。</p>
教育長	何か御質問等がありましたら伺います。
教育長	特に質問等がないようですので、打ち切ります。議案第1号及び議案第2号は提案内容のとおり議決することに御異議ございませんか。
委員	異議なし
教育長	異議なしと認め、議案第1号及び議案第2号は提案内容のとおり議決いたします。
	【議案第3号を議決】
教育長	続きまして「議案第4号 令和2年度一般会計（教育委員会関係）3月補正予算（案）について」事務局より説明願います。
事務局	<p>20ページをお願いします。まずは、教育総務課から説明いたします。歳入から説明しますので、款・項・目・節の太字の節と説明欄の補正理由の欄をご覧ください</p> <p>小学校費補助金につきまして、戸田東小学校新校舎の単独給食調理場の工事費が補助金の対象として採択されたことによる増額補正するもので</p>

す。また、GIGA スクール構想にともなうネットワーク増強工事及び充電保管庫の導入事業費が入札執行により減額となったため、補助金の減額補正で、合計で増額補正となったものです。

次に、中学校費補助金につきまして、入札執行による事業費の減額に伴う補助金の減額補正です。

次に、利子及び配当金につきまして、教育基金の積立金にかかる運用益が当初予測を下回ったことに伴う減額補正です。

また、教育基金繰入金につきまして、新型コロナウイルス感染症の影響で、戸田市国際交流協会の海外派遣事業中止となったため、未来へはばたく人財育成資金条例の海外体験給付金が不用となったためその財源となる繰入金を減額するものです。

21 ページをお願いします。中学校債につきまして、中学校の屋内運動場（体育館）の空調設備設置事業、笹目中学校の教室棟（西棟）の外壁及び構造改修工事の入札による歳出の減額に伴う起債の減額補正するものです。

続きまして、歳出の説明を行います。全体的に、3月補正は、事業の中止や入札執行の伴う事業費の減額補正となっております。中事業ごとに説明します。

初めに、教育委員会費につきまして、新型コロナウイルス感染症の影響で教育委員行政視察を中止としたことによる旅費の減額補正です。

22 ページをお願いします。小学校施設管理費の節12委託料及び節13使用料及び賃借料につきまして、新型コロナウイルス感染症の影響による事業の中止及び入札執行による予算額と契約額との差金を減額補正するものです。

次に、小学校備品購入費につきましては、入札執行による契約差金の減額補正するものです。また、小学校施設整備事業につきましても、入札執行による契約差金の減額補正するものです。

23ページをお願いします。中学校施設管理費につきまして、事業の中止と入札執行による契約差金の減額補正です。また、中学校備品購入費につきましても、入札執行による契約差金の減額補正です。

次に、中学校施設整備事業です。入札執行による契約差金及び新型コロナウイルス感染症の影響による工期変更に伴う減額補正です

25ページをお願いします。入学準備金・奨学資金貸付事業につきまして、貸付額が確定に伴い不用額を減額補正するものです。

次に、人財育成奨学資金給付事業ですが、歳入でも説明しました海外派遣事業の中止に伴う事業費の減額補正です。

続きまして、教育政策室です。歳出について21ページ下段を御覧ください。

本事業は、体力向上推進支援業務として小学校1・2年生を対象とした、専門家による体育授業の実施に係る委託料となっておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大による本事業の中止に伴い、303万9千円を減額補正するものです。

続きまして、学校給食課です。20ページをご覧ください。

歳入につきまして、上から3段目の学校給食費補助金ですが、令和元年度分につきましては、9月議会で歳入補正したところですが、令和2年度分についても該当項目があったため、増額補正するものです。

また、一番下の段の給食センター給食事業収入及び次のページの単独校給食事業収入につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のための小中学校の臨時休業により、年間の給食費の徴収回数が減ることから減額補正するものです。

続きまして、歳出です。24ページをご覧ください。

学校給食センター管理運営費及び次のページの単独校調理場管理運営事業につきましては、小中学校の臨時休業により、年間の給食調理回数が減

	ったことに伴い減額補正するものです。
教 育 長	何か御質問等がありましたら伺います。
委 員	減額したものは次年度に予算として繰り越すことになるのでしょうか。
事 務 局	教育委員会だけで見ると減額しておりますが、今回は新型コロナウイルス感染症の影響で市税収入が減少することも考えられます。最終的に余れば市の場合は基金に積むこととなりますが、市全体としてどうなるかはまだわかりません。
教 育 長	それでは他に質問等がないようですので、打ち切ります。議案第4号は提案内容のとおり議決することに御異議ございませんか。
委 員	異議なし
教 育 長	異議なしと認め、議案第4号は提案内容のとおり議決いたします。
教 育 長	続きまして、「議案第5号 令和2年度海外留学奨学事業特別会計3月補正予算（案）について」事務局より説明願います。
事 務 局	<p>26ページをお願いします。歳入から説明します。</p> <p>利子及び配当金ですが、積立基金の運用益が当初の予測を下回ったことにより減額補正するものです。</p> <p>続いて、海外奨学基金繰入金です。運用益の不足分の増額と新型コロナウイルス感染症の影響による留学の中止や取り消しによる事業費の減額に伴い繰入金を減額補正するものです。</p> <p>次に、繰越金につきまして、前年度繰越金の確定に伴い増額補正するものです。</p> <p>次に、歳出について説明します。</p> <p>まず、海外留学奨学資金事業です。奨学金の額の決定及び留学取り消しに伴う不用額の減額補正です。</p>

	<p>また、繰越金につきまして、繰越金の確定のより積立金を増額補正するものです。</p>
教 育 長	<p>何か御質問等がありましたら伺います。</p>
教 育 長	<p>特に質問等がないようですので、打ち切ります。議案第5号は提案内容のとおり議決することに御異議ございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし</p>
教 育 長	<p>異議なしと認め、議案第5号は提案内容のとおり議決いたします。</p>
教 育 長	<p>続きまして、「議案第6号 令和3年度一般会計（教育委員会関係）予算（案）について」事務局より説明願います。</p>
事 務 局	<p>教育総務課所管事業について、大事業ごとに主に新規事業について説明します。</p> <p>教育委員会費及び教育委員会事務局費については、ほぼ例年通りの事業でございます。</p> <p>次に小学校施設管理費です。電話交換設備の更改費用、延べ床面積8000平方メートル以上の建築物に対する特定建築物衛生管理業務は、戸田東小中学校の新校舎分の管理業務が増額となっています。昨年実施いたしましたPCBの廃棄、収集運搬業務や7680台のパソコンの構築業務が不要となっているため、全体では減額となっております。</p> <p>次に、小学校備品購入費です。戸田東小中学校の新校舎に関する備品が減額となっております。それ以外につきましては、例年と同程度となっております。</p> <p>次に、小学校施設整備事業です。戸田東小中学校改築工事2期分の工事費が不要になったため減額となっております。</p> <p>次に、中学校施設管理費及び備品購入費です。小学校と同様に電話交換設備の更改、戸田東小中学校分の特定建築物衛生管理業務が増額となって</p>

います。備品では、戸田東小中学校分が減額となり、新たに戸田中学校の被服室備品を交換費用が増額となっております。

続いて、中学校施設整備事業です。新たに戸田東小中学校の3期工事として校舎の解体、グラウンドの整備、屋内運動場改修、武道場改修、給食調理場改修等を行います。笹目中学校教室棟東棟の外壁及び構造改修工事を行う予定となっております。

次に、入学準備金・奨学金貸付業務です。事業の内容は例年とほぼ同程度ですが、実績に基づいて減額をしました。

最後に、人財育成奨学資金給付事業です。新型コロナウイルス感染症の影響による戸田市国際交流協会での青年海外派遣事業の中止に伴い、海外体験給付金が減額となっております。

それでは、学務課の来年度予算について、概要をご説明いたします。

学校教育事務費につきましては、学校運営協議会にともなう費用や中学校選択制等の経費となっております。中学校選択制においてWEB申請化を進めたため、リーフレット作成に伴う、印刷製本代が削減され、全体として微減となっております。

次に、就学援助費につきましては、就学援助と特別支援学級に通われている児童・生徒の就学奨励費となりますが、前年度までの実績に基づき、予算額を減額しております。

次に、学校保健費につきましては、これまで次の小・中学校管理運営費のなかに、それぞれ別々に計上しておりましたが、学校保健に関する予算につきましては、小・中学校の区別がないため、今年度一元化して、この学校保健事業に集約して計上することとしました。これに加え新たに、新型コロナウイルス感染症対策の費用の計上や、小中学校長へのストレスチェックに係る研修費用が計上されているため、学校保健費全体としては、予算を増額しております。

小学校管理運営費及び中学校管理運営費につきましては、特別支援学級

の新設に伴う、市費支援員や、小学生の通学時の交通指導員の配置にかかる費用が追加計上され、増額となったことから、全体としては今年度と同様の予算額となっております。以上でございます。

続いて教育政策室です。資料29ページを御覧ください。

教育政策室は大きく、政策室と教育センターの予算に分かれています。全体的に予算を縮減しております。上から順に、新規事業や大きな予算増減のある部分を御説明します。予算額の大きな変更のない事業は事業内容を御覧ください。

まず、2番目の「学校教育指導事業」は、主に各小中学校に配置している会計年度任用職員に係る経費でございます。主な新規事業に関する予算としては、RSTの有償版をモデル地区で実施する予算を計上しております。また、小学校で実施している放課後の学習教室を民間委託する経費が計上されています。

次に、6番目「小学校教育振興費」でございます。主に小学校の学習環境を整えるための経費でございます。5939万円4千円の減額は、今年度入れ替えた教科書の教師用指導書や、指導者用デジタル教科書に係る経費分が減った分でございます。

次に7番目「中学校教育振興費」でございます。主に中学校の学習環境を整えるための経費でございます。来年度の学習指導要領全面実施に伴う、新しい教科書の教師用指導書や、指導者用デジタル教科書に係る経費や少年自然の家の廃止に伴うスキー教室の宿泊費補助などを新たに追加しております。また、延期となっている東京オリンピックパラリンピックの競技観戦に生徒が参加するチケット代金を改めて予算化しております。

次に、教育センターにかかる予算でございます。

こちらは大きな変更はございませんが、こまごまと削減をしているものの減額分となっております。

最後に「ALT事業」でございます。各小中学校にALTを配置するた

めの経費でございます。約160万円の増加となっておりますが、特に事業や配置人数の変更などはなく、任用に係る金額が上がったことによる増加でございます。

続きまして、学校給食課でございます。30ページをご覧ください。

「学校給食センター管理運営費」では、戸田東小学校5・6年生分の給食を学校給食センターから配送しておりましたが、令和3年度はなくなることから全体として、減額となっております。

次に「単独校調理場管理運営事業」では、戸田東小学校5・6年生分の給食が増えること、また、給食調理委託については、契約の更新・児童数の増や校舎建て替えに伴う給食配膳方法の変更などで増額となっております。

資料31ページの生涯学習課所管の予算について、説明いたします。

新型コロナの関係で財政的に厳しい状況であることから、すべての事業において、経費の見直しを行い前年度に比較してほとんどの事業で減額となっております。

少年自然の家管理運営事業は、少年自然の家が今年度末で施設を廃止することに伴う備品等処分費用及び（公立社会教育施設整備費補助事業）財産処分にかかる国庫補助金の返還金費用でございます。

また、彩湖自然学習センター管理運営費のみ、若干の増額となっておりますが、経費見直しとともに3年改善プロジェクトによる他多目的トイレ修繕、シアター改修、動画撮影・編集等備品購入費用を政策経費で計上しております。

また、32ページから34ページは、各課において複数年にわたる各種業務委託について債務負担行為を計上するものです。

教 育 長

何か御質問等がありましたら伺います。

事 務 局

今回は、新型コロナウイルス感染症の影響で来年度の市税収入が大きく

	<p>減少するというので、財政課からこれまでの事業の見直しについて要請がありました。</p> <p>学びの質は落とさないように重要な事業を残しつつ、決算の状況を踏まえて予算の減額をしました。</p>
教 育 長	特に質問等がないようですので、打ち切ります。議案第6号は提案内容のとおり議決することに御異議ございませんか。
委 員	異議なし
教 育 長	異議なしと認め、議案第6号は提案内容のとおり議決いたします。
教 育 長	続きまして、「議案第7号 令和3年度海外留学奨学事業特別会計予算(案)について」事務局より説明願います。
事 務 局	<p>資料35ページでございます。</p> <p>まず、令和3年度の海外留学奨学事業特別会計の歳入歳出予算の総額を、それぞれ1,313万円とするものです。</p> <p>歳出の主なものは、款1の事業費で、留学生への交付金1,280万円でございます。</p> <p>歳入の主なものは、款2の繰入金で、主に交付金に充てるものを海外留学奨学基金から繰り入れるものでございます。</p>
教 育 長	何か御質問等がありましたら伺います。
教 育 長	特に質問等がないようですので、打ち切ります。議案第7号は提案内容のとおり議決することに御異議ございませんか。
委 員	異議なし
教 育 長	異議なしと認め、議案第7号は提案内容のとおり議決いたします。
教 育 長	それでは、本日の案件等すべて終了いたしましたので、以上をもちまして、本日の教育委員会定例会を閉会いたします。